

社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会 ホームヘルプセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会が開設するホームヘルプセンター（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画書に基づく訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 第1号訪問事業の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。利用者の生活機能の維持向上を目指す。
- 4 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会ホームヘルプセンター
- (2) 所在地 京都府亀岡市余部町樋又6 1 - 1（ふれあいプラザ内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名（サービス提供責任者兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、

自らも訪問介護サービスの提供にあたるものとする。

(2) サービス提供責任者 2名以上（うち1名管理者兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、指定訪問介護計画及び指定介護予防計画の作成等を行うとともに、自らも訪問介護の提供にあたるものとする

(3) 訪問介護員 10名以上（サービス提供責任者含む）

訪問介護員は、管理者の指揮管理の下で居宅介護計画に基づき居宅介護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 営業日は、月曜日から土曜日までとする（12月30日から1月3日までを除く）。ただし、管理者が必要と認めたときは、営業日以外であっても訪問介護を提供することができる。
- (2) 営業時間 午前8時から午後7時までとする。ただし、要請に基づき、早朝・夜間の対応を行うことができるものとする。
- (3) 連絡体制 電話等により常時連絡が可能な体制とする。

（提供内容及び利用料等）

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による額、または第一号訪問介護にあつては亀岡市が定める基準による額とする。訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、亀岡市全域とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、関係機関に連絡をとり必要に応じて救急搬送等、適切な措置を講じるものとする。

- 2 訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止及び身体拘束適正化のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止及び身体拘束適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止及び身体拘束適正化のための指針を整備する。
 - (3) 虐待防止及び身体拘束適正化のための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 サービス利用中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うものとする。

(ハラスメントの防止)

第10条 事業所は、適切な訪問介護サービス等を提供する観点から、職場などにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 事業所は、事業所等において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情解決体制の整備)

第 13 条 提供した指定訪問介護サービス等に関する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じ、内容等を記録するものとする。

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

担当者：管理者

○受付時間 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時30分

○苦情受付箱を事業所館内に設置しています。

- (2) 第三者委員の設置

事業所は、利用者の満足度の向上、権利擁護を図り、本事業運営の適正化を確保するため、第三者委員を設置し、苦情等の解決に向けて体制を整える。

- (3) 行政機関その他苦情受付機関

○亀岡市役所 高齢福祉課

○京都府国民健康保険団体連合会

○京都府福祉サービス運営適正化委員会（京都府社協内）

(従業員の研修等)

第 14 条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設ける。

(秘密の保持)

第 15 条 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、その旨を雇用契約の内容に含める等の必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業所は、従業員及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則使用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は該当家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(その他)

第 17 条 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、本会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2. ホームヘルプセンター指定介護予防訪問介護事業規程（平成 19 年社協規程）は、
廃止する。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。